

★ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

母子及び寡婦福祉法施行令の一部が改正され、母子福祉資金貸付金等について、一定の場合を除き、保証人を立てないことも認めることとされたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年十一月十二日